

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



貴金属の買い取りトラブル急増中

「自宅を訪問し、貴金属や着物を買取る」という相談が増えています。不意に来訪した業者から勧誘され、冷静な判断ができないまま契約してしまうケースが目立ちます！



●事例1 ●着物の買い取りのはずが...

「たんすに眠っている着物はないか」という電話がかかってきた。不要な着物があったので、後日来てもらった。業者は着物の買い取りをさっさと終わると、私が身につけていた指輪を見て「鑑定してあげる」と言いだした。鑑定だけならと思い渡したところ、あつと言う間に1万円を渡され、指輪を持ち帰った。返金してほしいが業者の連絡先がわからない。



●事例2 ●個人情報は大丈夫？

夜、突然貴金属の買い取り業者が来た。見てもらうだけならと思い、ネックレスを鑑定してもらうため手渡した。鑑定後、他のものも見せるようにと執拗に言われた。帰りそうにないので怖くなり、手持ちの指輪やネックレスなど3点を見せた。すると強引に買い取り、領収書に名前や住所、健康保険証の番号を書かされた。



業者が訪問する形態でも、買い取りの場合は**一方的には解除は出来ません**。後になって「やめたい」と申し出ても、「すでに処分した」と言われて取り戻せないことがほとんどです。**契約は、慎重にしましょう。**

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内

< 消費生活相談窓口は >

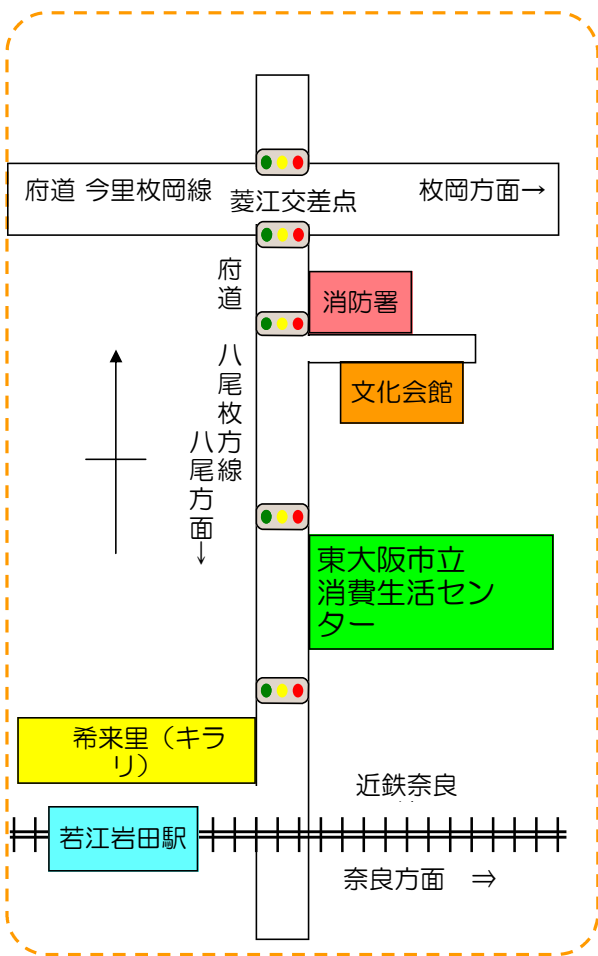
●電話番号●

072-965-0102

●受付時間●

**午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)**

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。



〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002 (事務所)

FAX 072-962-9385

利用時間 午前9時から午後5時30分まで

● 交通 …近鉄奈良線若江岩田駅下車 徒歩5分

… 相談窓口ではこんなことをしています …

◆自主交渉の助言

消費者がご自分で解決できる方法を助言します。

◆苦情処理のあっせん

契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。

◆専門機関の紹介

センターでお受けできない相談は専門機関へのご紹介をいたします。

◆消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

・事業者からの相談 ・個人間のトラブル ・行政への苦情 ・損害賠償の請求



<土曜・日曜の相談窓口>

土曜日…(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

表面もご覧ください!